



# 栃木県公報

平成30年  
3月2日(金)  
第2965号

## 目次

### 告 示

- 公印の作成..... 119
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 119
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 120
- 地籍調査の成果の認証..... 120
- 道路の供用開始..... 121
- 都市計画事業計画の変更認可..... 121
- 同..... 121
- 同..... 122

### 公 告

- 認定特定非営利活動法人の認定..... 122
- 平成30年度前期技能検定試験の実施..... 123
- 平成30年度随時技能検定試験の実施..... 125
- 開発行為の工事完了..... 127

### 調 達 等 公 告

- 入札公告..... 128
- 宇都宮市街地開発組合
- 第228回宇都宮市街地開発組合議会定例会の招集 ..... 130


## 告 示

### 栃木県告示第85号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成30年 3月 2日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県 栃木県税 事 務 所 長 印		方20	てん書	一般文書用	平成30年 4月1日	栃木県 栃木 県 税 事 務 所 長

(文書学事課)

### 栃木県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定によ

り医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30年1月1日	もりぐちクリニック	足利市福居町506
平成29年11月1日	あじさい内科クリニック	栃木市大平町牛久199-2
平成29年11月1日	植木歯科医院	佐野市植上町1539-2
平成30年1月1日	山口歯科クリニック	佐野市久保町267-1
平成29年11月1日	コムファ薬局しもつが	栃木市大平町牛久199-5
平成29年12月1日	うずま調剤薬局	栃木市湊町12-6
平成29年11月1日	芦野調剤薬局	那須郡那須町芦野1469-264

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成29年 12月1日	株式会社やさしい 手	東京都目黒区大橋2- 24-3 中村ビル4F	訪問看護かえりえ 小山	小山市駅東通り1-33- 11K2ビル4階

栃木県告示第87号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成29年12月31日	もりぐちクリニック	足利市福居町506
平成29年12月22日	さとう歯科クリニック	栃木市旭町22-2
平成29年12月31日	山口歯科クリニック	佐野市久保町267-1
平成29年11月30日	うずま調剤薬局	栃木市湊町12-6
平成29年12月31日	すずらん薬局文化橋店	鹿沼市文化橋町2304-1

(保健福祉課)

栃木県告示第88号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市屋板町の一部	宇都宮市屋板町の一部（屋板Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年2月19日
塩谷町	塩谷町大字船生の一部	塩谷町大字船生の一部（宿下・宿上Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30年2月19日

(農村振興課)

## 栃木県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月2日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
191	主要地方道 大田原高林線	大田原市中央1丁目2240-1から 大田原市住吉町2丁目2508-3まで	平成30年3月2日
277	一般県道 小来川清滝線	日光市清滝和の代町1725-1から 日光市清滝和の代町1727-3まで	平成30年3月5日

(道路保全課)

## 栃木県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和48年栃木県告示第134号宇都宮都市計画下水道事業真岡市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
真岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画下水道事業真岡市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和48年2月23日～平成35年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 栃木県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により平成7年栃木県告示第135号烏山都市計画下水道事業烏山町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
那須烏山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
那須烏山都市計画下水道事業那須烏山市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年3月10日～平成36年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

栃木県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により平成12年栃木県告示第609号宇都宮都市計画下水道事業芳賀町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
芳賀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画下水道事業芳賀町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成12年11月2日～平成36年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成12年栃木県告示第609号、平成16年栃木県告示第89号、平成22年栃木県告示第109号及び平成27年栃木県告示第92号の事業地。
  - (2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

**公 告**

○認定特定非営利活動法人の認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により公示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人チャレンジド・コミュニティ	金井 光一	栃木県宇都宮市花房二丁目8番6号	-	平成30年2月19日から平成35年2月18日まで

(県民文化課)

## ○平成30年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成30年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 実施する検定職種及び等級

## (1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

（ただし、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

## (2) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

（ただし、機械検査（機械検査作業）にあつては、学科試験のみ実施する。）

## (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

## (4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

## 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円

（ただし、別に知事が指定する者にあつては、2,900円以上11,900円以内とする。）

## イ 実施期日

3級については平成30年6月5日（火）から同年8月12日（日）までの間において、1級、2級及び単一等級については平成30年6月5日（火）から同年9月9日（日）までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成30年5月29日（火）に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成30年 7月15日（日）
1、2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）	平成30年 8月19日（日）
1、2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成30年 8月26日（日）
1、2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、酒造（清酒製造作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）	平成30年 9月2日（日）

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

平成30年4月4日(水)から同月17日(火)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日

3級 平成30年8月31日(金)

1、2級及び単一等級 平成30年9月28日(金)

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は平成30年8月31日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年9月28日(金)付け合格者に対し通知するとともに、栃木県庁屋外掲示場に掲示する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は平成30年8月31日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年9月28日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること(受検者本人に限る。代理人は不可)。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成30年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福田 富一

## 1 実施する検定職種及び等級

### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施のうち3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

### (2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

### (3) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

#### イ 実施期日

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

#### ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

#### エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

#### イ 実施期日

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

#### ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続



(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。また、郵送による

申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、3級の随時技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

6 その他

3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

(労働政策課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町光陽台六丁目5番1、5番2 (開発行為に関する工事) 塩谷郡高根沢町光陽台六丁目5番1地先、5番2地先	宇都宮市上戸祭町3021番地7	株式会社むぎくら

下野市緑二丁目3286番25	下野市駅東三丁目7番26号サンリット204	橋 本 純 貴
<p>河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2213番の一部、2213番2、2214番の一部、2214番2、2215番の一部、2215番2、2216番の一部、2216番2、2217番の一部、2217番2、2218番の一部、2218番2、2219番、2219番2、2220番、2220番2、2220番3、2221番の一部、2221番2、2222番の一部、2222番2の一部、2223番、2223番2、2223番3、2224番の一部、2224番2、2224番3の一部、2225番の一部、2225番2、2226番の一部、2226番2、2227番の一部、2227番2、2228番の一部、2228番2、2232番の一部、2232番2、2233番、2233番2、2233番3、2234番、2234番2、2234番3、2235番、2235番2、2235番3、2236番、2236番2、2236番3、2237番の一部、2237番2、2238番の一部、2238番2、2239番の一部、2240番、2241番、2242番の各一部、2243番、2244番、2244番2、2245番、2245番2、2246番、2247番、2248番、2249番3、2249番4、2273番、2273番2、2273番3、2274番、2274番2、2274番3、2275番、2275番2、2275番3、2276番、2276番2、2276番3、2277番、2277番2、2277番3、2278番、2278番2、2278番3、2279番1、2279番4、2279番5、2280番1、2280番2、2280番3、2281番、2281番2、2281番3、2282番、2282番2、2282番3</p> <p>(開発行為に関する工事)</p> <p>河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2213番、2214番、2215番、2216番、2217番、2218番、2221番、2222番、2222番2、2224番、2224番3、2225番、2226番、2227番、2228番、2232番、2237番、2238番、2239番、2240番、2241番、2242番の各一部、2213番地先、2243番地先、2278番4、2279番2の一部、2279番3の一部、2279番6、2280番4、2280番5、2280番6、2233番2地先</p>	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社

(都市計画課)

### 調 達 等 公 告

#### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年3月2日

栃木県那須農業振興事務所長 神 辺 佳 弘

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平30深山・板室 板室ダム常駐管理業務

- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県那須塩原市板室地内 板室ダム及び管理所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「M施設管理」、小分類「2清掃、設備の保守」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成30年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) ダム、発電所、用排水機場、頭首工、上下水道施設その他施設の常駐管理業務を1年以上履行した実績を有する者であること。
- (5) 業務主任技術者として、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第2項に基づく第2種ダム水路主任技術者以上の資格者又は河川法（昭和39年法律第167号）第50条第1項に基づくダム管理主任技術者（第四類ダムを除く。）の資格要件を有する者を選任できる者であること。
- (6) 駐在員を履行場所に終日常駐して配置できる者で、駐在員が常駐管理業務を適切に行うため必要な知識習得、操作訓練の他、業務遂行に係る安全教育、ダム管理等の知識について研修・訓練等を実施できる者であること。
- (7) 栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県又は福島県のいずれかに本店、支店又は営業所を有する者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒324-0041 栃木県大田原市本町2-2828-4 栃木県那須農業振興事務所管理部管理課  
電話 0287-23-3141

- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成30年3月26日 午前11時 栃木県那須農業振興事務所 会議室1

- (3) その他

入札説明書は、平成30年3月2日から同月14日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

## 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号。以下「規則」という。）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

ア 入札に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明するために、次の提出期間及び提出場所に、入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格の可否について確認を受けなければならない。

平成30年3月2日から同月15日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

〒324-0041 栃木県大田原市本町2-2828-4 栃木県那須農業振興事務所管理部管理課  
電話 0287-23-3141

イ 契約保証金 納付。ただし、規則第143号第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、規則第144号第1項に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

ウ 最低制限価格の有無 有

エ 入札の変更等 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

オ 詳細は、入札説明書による。

(農地整備課)

## 宇都宮市街地開発組合

### 宇都宮市街地開発組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条の規定により、第228回宇都宮市街地開発組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年3月2日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

- 1 日時 平成30年3月13日（火）午後4時
- 2 場所 宇都宮市昭和1丁目1番38号  
栃木県公館 中会議室